

# 議員全員協議会次第

日 時：令和5年6月15日（木）

午前9時00分

場 所：取手市議会議場

## 1 開 会

## 2 報告事項

- (1) 令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）について
- (2) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害に係る対応状況等について

## 3 その他

## 4 閉 会

## 6月15日全員協議会資料1

### 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による 災害の状況及び対応について

#### ○避難所

グリーンスポーツセンターに避難されていた方が自宅等に戻ることができたため、6月12日（月）に閉鎖。

#### ○処理状況（6月13日午後1時時点）

- ・人的被害なし
- ・床上浸水 436件（双葉地区） ※現地調査による  
（内訳 住居（住居兼店舗を含む）399戸・空家27戸・事業所及び店舗10戸）
- ・床下浸水 166件（双葉地区165件）※現地調査による・谷中地区1件）
- ・道路冠水 86件（市内各所） 通報件数
- ・倒木 7件（稲地区2件、野々井地区1件、下高井地区2件、小文間地区1件、長兵衛新田地区1件）
- ・土砂崩れ 4件（稲地区1件、小文間地区2件、井野台地区1件）  
※土砂崩れに伴う建物への被害は確認されず
- ・通行止め継続箇所 3件  
（井野台地区1件、小文間地区1件 ← 上記土砂崩れ箇所  
下高井地区1件 ← 土砂崩れ以外）
- ・消防による救助者の人数の変更  
57世帯90人（6月8日の全員協議会報告は、56世帯88人）

#### ○災害ごみ対応

- ・ごみ置き場は新川グラウンド
- ・6月4日（日）午後5時から搬入受入開始  
→6月4日（日）午後5時～7時、6月5日（月）午前10時30分～午後4時、6月6日（火）以降は午前9時～午後4時
- ・住民による持ち込み件数  
6月4日（日）から6月13日（火）の10日間で延べ417件を受付。  
これとは別にボランティア等による持ち込みを随時受入れ。
- ・6月6日（火）から常総環境センターへ災害ごみの搬入を開始。6月13日（火）までに可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計146.8トンを搬入。
- ・受入の期限については、早急に調整し、しっかりと周知（チラシの戸別配布、防災無

線、広報車等による周知を予定)。

#### ○路面清掃について

- ・路面清掃、側溝清掃とも6月13日(火)に完了。道路の消毒実施日程については天候を見ての調整となるが、6月19日(月)午前9時の開始を予定している。

#### ○龍ヶ崎薬剤師会、県薬剤師会協力による消毒液の配布について

- ・6月8日(木)、双葉自治会館において500mlボトル入り消毒液(塩化ベンザルコニウム(逆性せっけん液))を1世帯1本配布。薬剤師が消毒方法を説明しチラシを配布。

#### ○災害ボランティアセンターの開設

- ・6月6日(火)、藤代庁舎に開設。開設前から、NPOをはじめ、多くのボランティア団体等の皆さまが活動を開始。  
6月5日(月)から被災された方々へのニーズ調査を実施し、ボランティアとのマッチングによる支援。主な支援は、ゴミ出し、家屋内の清掃等。
- ・6月13日(火)時点で、事前登録された方を含め、茨城・千葉在住の方々から518人の登録あり。(実登録人数)
- ・6月14日(水)現在、調整のため募集を一時中止。

#### ○被災された方々の入浴

- ・6月8日(木)から、さくら荘での受け入れを開始
- ・6月12日(月)から、つくばみらい市総合福祉施設さらくやまふれあいの丘での受け入れを開始

#### ○被災された方やボランティアの方々のトイレ

- ・久賀公民館や双葉自治会館を使用させていただいているが、6月7日(水)、双葉第1、第2、第3公園に、男女各1基ずつ合計6基を設置。
- ・床上・床下浸水被害のうち、し尿処理が必要な75件の汲み取りを6月5日(月)までに全て終了。

#### ○罹災証明書および被災証明書の受付・発行

- ・6月5日(月)午前8時30分から、安全安心対策課と藤代総合窓口課で受付開始
- ・6月13日(火)午後5時15分現在、罹災証明書申請件数310件、内証明書を発行したものは204件  
被災証明書申請件数155件、内証明書を発行したものは97件

## ○床下床上浸水被害のあった全家屋に対する現地調査

- ・6月6日（火）から開始。県の職員や近隣市町村職員2人と市職員の1人の班を6班集体で実施し、6月8日（木）から順次証明書の発行を実施。調査件数は761件。6月9日（金）に調査終了。
- ・現地調査による床上判定は324件。

## ○保健師による被災者の健康確認等の実施

- ①市保健師と竜ヶ崎保健所管内の保健師による、双葉地区床上浸水世帯被災住民の健康確認を6月8日（木）から実施。
- ②実施件数は、394件。
- ③6月13日（火）午前中で終了。

## ○つつみ幼稚園の機能一部移転

- ・藤代幼稚園、久賀保育所、中央保育所の教室を使用して、6月8日（木）から一部再開

## ○臨時移動スーパーの実施

### ①双葉 2-20-20（やきとり大ちゃん駐車場）

6月14日（水）、6月21日（水）、6月28日（水）午後4時15分から約20分間

### ②双葉 3-5-15（小料理きくや駐車場）

6月19日（月）、6月26日（月）、7月3日（月）午後3時50分から約20分間

※取り扱い商品

生鮮食品（肉、魚、刺身）、青果、弁当、お惣菜、日用雑貨ほか、約650品目

## ○専門家による特別相談会の開催

- ・双葉地区の皆さんに対し、7月2日（日）午後1時30分から午後3時まで、藤代庁舎3階会議室で開催。事前予約制。
- ・司法書士相談、行政書士相談、人権相談を実施

## ○農作物被害確認状況

- ・6月5日（月）午前、県南農林事務所及び市農政課職員において、小浮気地区、柵木地区、萱場地区、新川・大曲地区、高須地区、大留地区、渋沼・中田・清水地区を確認。大留地区については、約10haに渡り浸水している箇所あり。
- ・6月5日（月）午後、市農政課職員において残りの地区を確認。大留以外での浸水箇所はなし。農家より直接の被害報告はなし。
- ・被害程度については、これからの作物の生育状況を見ていく中での確認となる。

### **【国との意見交換】**

- ・6月9日（金）内閣府の中野政務官が来庁し、市長との意見交換会を実施、その後現地視察。
- ・双葉地区の内水排除のための排水路及び国直轄の排水機場の新設等ハード面の整備、災害救助法の申請に関する柔軟な対応等についての意見交換。

### **【県知事・県議会議長への要望書を市長から提出】**

- ・6月12日（月）茨城県庁に出向き、市長から知事と県議会議長に要望書を提出。  
県管理河川の改修等の促進、双葉地区の内水を排除するための国直轄の排水機場の新設、既存の排水施設の改修等、11項目を要望。  
（要望書の内容は、資料2を参照）

## 6月15日全員協議会資料2（県知事、県議会議長への要望書）

### 【大項目1 河川、排水関連】

#### 1 河川改修等の促進（別紙図面参照）

##### ①相野谷川改修事業

- ・相野谷川の全川にわたる改修の早期完成及び維持管理
- ・現河川の機能確保のための日常的な維持管理（除草、浚渫、河道掘削）

##### ②北浦川河川改修整備促進

- ・北浦川相橋～国道6号バイパスまでの区間の北浦川河川改修整備促進
- ・現河川の機能確保のための日常的な維持管理（除草、浚渫、河道掘削）

##### ③西浦川河川改修整備促進

- ・西浦川橋～酒詰橋間の改修整備促進
- ・現河川の機能確保のための日常的な維持管理（除草、浚渫、河道掘削）

#### 2 県道の維持管理

##### ①道路排水円滑化

- ・茨城県管理の国道及び県道における道路側溝の日常的な維持管理（土砂清掃など）

#### 3 双葉地区の内水排除のための排水路及び国直轄の排水機場の新設

#### 4 新川第一・第二排水機場の排水施設改修（吐出能力のアップ）及び非常用電源施設の設置

#### 5 大夫落排水路・勘兵エ堀排水路の改修（水路幅拡張及び嵩上げ・浚渫等）

#### 6 中小水路の改修への支援

### 【大項目2 福祉関連】

#### 1 避難所や在宅者への保健活動における人的・技術的側面からの支援

#### 2 今後、災害が発生した際には、次の点についての県からの支援を検討されたい

- ・要介護や医療的ケアを要する避難者に対し、社会福祉士など福祉専門職の派遣
- ・避難所としての県有施設の使用許可

### 【大項目3 市民生活関連】

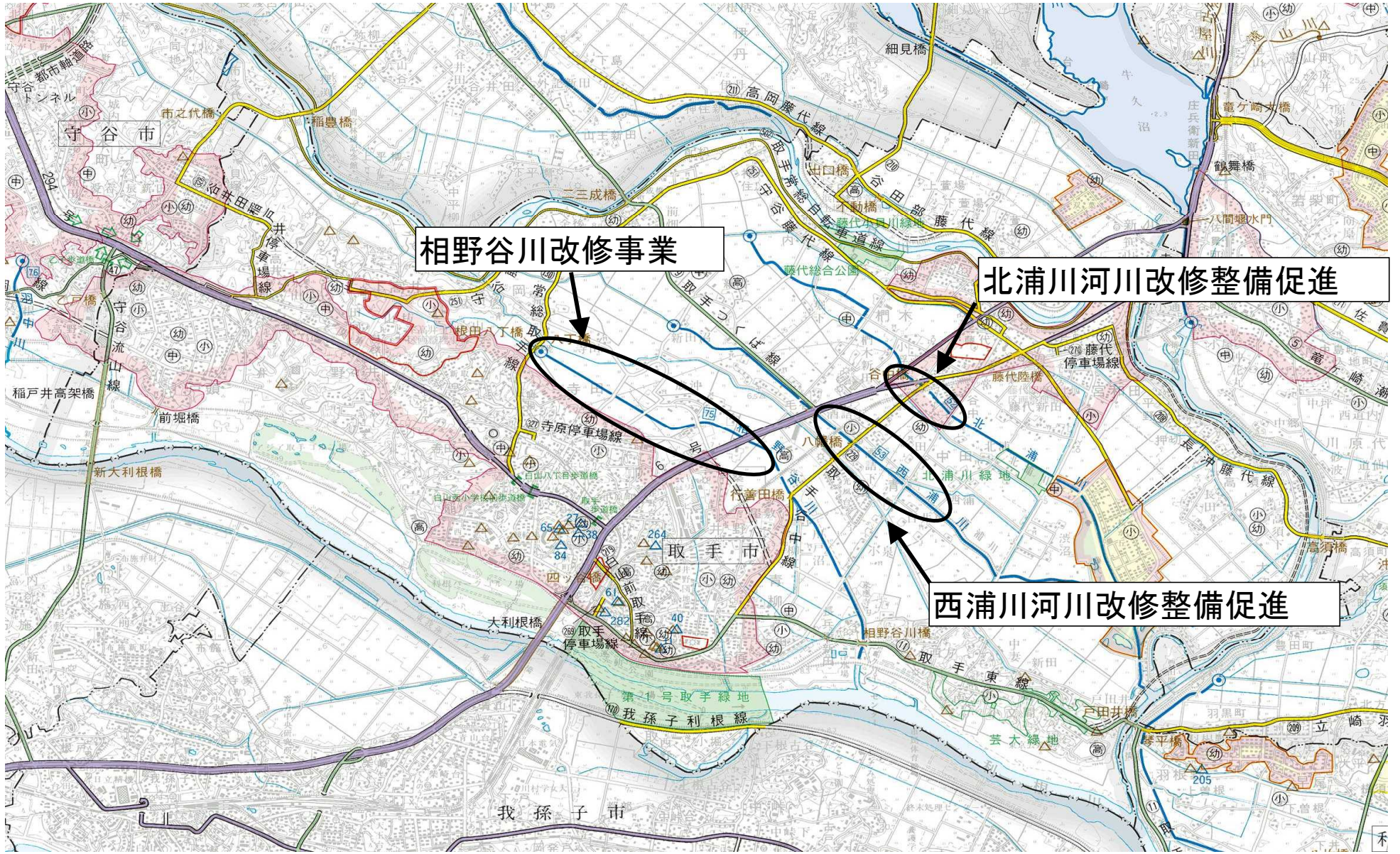
#### 1 災害ごみに関する業務支援（作業補助も含む）

#### 2 災害救助法適用による学用品の給与に係る救助期間の延長

#### 3 被災した児童生徒がいる学校への県スクールカウンセラー（2名）の派遣

#### 【大項目 4 その他】

- 1 罹災証明調査発行業務に係る人件費部分への補助適用  
(当該部分は法適用対象外とのこと)
- 2 土嚢 2, 0 0 0 袋の支給  
(本件災害で備蓄していた土嚢を全て使用し、今後の災害に備えた土嚢の備蓄を行う  
いとまがないため。)



相野谷川改修事業

北浦川河川改修整備促進

西浦川河川改修整備促進



## 6月15日全員協議会資料3

### 災害救助法とは（取手市として適用）

- 対象となるのは、床上浸水等の被害に遭った住居や住民に対する支援です。これらの家屋、者に対する支援に係った経費が対象となります。

#### 【救助の種類】

- ・避難所の設置
- ・住宅の応急修理（半壊以上）
- ・学用品の給与
- ・被災者の救出
- ・住居へ入ってきてしまった土砂等の撤去
- ・炊き出しその他食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・医療
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
- ・応急仮設住宅の給与（アパート等で市が契約したもの、家賃が対象となるが地域の実情に応じた上限が設けられている、光熱水費や家具は自己負担）  
→住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの。その他については、別途国と協議が必要。

※このように、日常生活を営むために必要不可欠な最小限度の支援となります。

よって、事業所や店舗、社会福祉施設等、空家等、実際に人が居住している住居以外のものは、災害救助法の対象とはなりません。

#### 災害救助法以外で被災者を支援する制度

- ・つつみ幼稚園については、社会福祉施設災害復旧事業補助金の適用
- ・中小企業への支援
  - 災害復旧貸付の実施  
（日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する貸付）
  - セーフティネット保証4号の適用  
（大雨及び台風の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を補償する制度）
  - 既往債務の返済条件緩和等の対応
  - 小規模企業共済災害時貸付の適用
  - 中小企業融資資金貸付金の適用
  - 中小企業信用保証料助成の適用
  - 緊急対策融資利子補給事業の適用

【災害ごみについては】

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の制度が適用されます。

現在、常総市から補助金申請等の支援を頂いています。

また、環境省関東地方環境事務所の方も、災害ごみ仮置き場の現地を確認に来ています。12日（月）には、環境省の本省から災害ごみの現地視察に見えました。

## 6月2日から3日にかけての大雨で被災された方へ

取手市に災害救助法が適用されたため、住宅の応急修理の対象となる場合があります。

### 応急修理の対象となる条件

●以下の全ての条件に該当するかた（世帯）は、住宅の応急修理の対象となります。

①今回の災害により、住宅におけるり災程度区分が「準半壊」「半壊」「中規模半壊」又はそれ以上の区分となったかた

※住宅が対象であり店舗等は対象外。り災程度区分が「一部損壊」（床下浸水など）のかたは対象外。

②自らの資力では住宅の応急修理ができないかた

※申請時に「資力に関する申出書」をご提出いただきます。

③住宅が借家でないかた

※賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなるため原則対象外となります。

### 応急修理の対象となる箇所・設備

●主に以下の箇所・設備が応急修理の対象となります。

①外観（壁・玄関・窓・屋根など）の亀裂・剥がれ・歪みなど

②室内（床板・扉・壁など）のめくれ・反り・腐食・悪臭・脱落など

※床と併せて畳などの修理を行う場合は対象となりますが、畳だけの交換は対象となりません。

③設備（キッチン・トイレ・浴室・給湯器など）の破損・故障など

※機能追加（トイレのウォシュレット機能追加や床暖房への変更など）・グレードアップ（給湯器の号数変更など）はできません。

## 応急修理の対象となる修理限度額

●応急修理には限度額があり、限度額を超えた部分は自己負担（申請者と業者の別途契約）となります。

①り災程度の区分が「半壊」以上のかた⇒706,000円

※応急修理対象の費用が1,000,000円だった場合、706,000円以内の部分は市と業者による契約、残りの部分（294,000円以上）は申請者と業者での契約となる。

②り災程度の区分が「準半壊」のかた⇒343,000円

※今回の災害に関する家屋調査を行った結果、現時点で「準半壊」判定の家屋はありません。

## 応急修理の申請受付

●応急修理の申請を6月19日（月）から開始いたします。

・6月19日（月）～7月2日（日）

場所：藤代庁舎3階会議室

時間：土日を含む毎日 午前9時～午後5時

・7月3日（月）以降

場所：取手庁舎 安全安心対策課窓口

時間：平日 午前8時30分～午後5時

●申請に必要な書類は以下のとおりです。

①住宅の応急修理申込書 ②り災証明書（コピー可）

③施工前の被害状況が分かる写真

④修理見積書 ⑤資力に関する申出書

## 応急修理を請け負う業者について

応急修理を請け負うには、本制度の趣旨や手続きを理解する必要があるため、取手市建設業協会会員業者に見積から施工まで依頼することをお勧めします。既に会員業者以外の業者との調整が進んでいる場合は、修理完了後の支払い前かつ必要な手続きにより応急修理の対象とすることができず、申請者様から依頼業者様に対し、「必ず施工前・施工中・施工後の写真」をとっていただくことと、「必要な手続きについて市からの説明」を受けるようお願いください。

取手市建設業協会事務局

TEL 0297-74-5233

取手市建設業協会会長（平沢工務店）

TEL 0297-72-2176

## 応急修理の期間

申請受付は現時点で期限を設けておりませんが、なるべくお早めの申請をお願いいたします。令和5年12月1日までに修理が完了している必要があります。  
(なお、床等の修理については施工後のカビ発生を抑えるため、内閣府では乾燥期間を1ヶ月程度開けてからの施工を推奨しています。施工後のカビ発生に伴う修理は本制度対象外となります。)

## 応急修理に関する Q&A

Q.住宅の応急修理とはどのような制度なのか。

A.災害のため住宅が中規模半壊、半壊若しくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。被災者が支払った修理費用に対する補填等を行う制度ではありません。自宅の居室、台所、トイレ、風呂等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

Q.駐車場、倉庫、空き家等は応急修理の対象となるか。

A.対象となりません。居住実態のある住宅のみが対象です。

Q.家電製品（エアコン室外機等）は対象となるか。

A.家電製品は原則対象外となりますが、浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。

Q.浄化槽ブローラーは対象となるか。

A.対象となります。

Q.DIY の材料費は対象となるか。

A.対象外です。

このチラシに関するお問い合わせ先

取手市災害対策本部または安全安心対策課

TEL 0297-74-2141

図2 住宅の応急修理の手続き及び流れ

